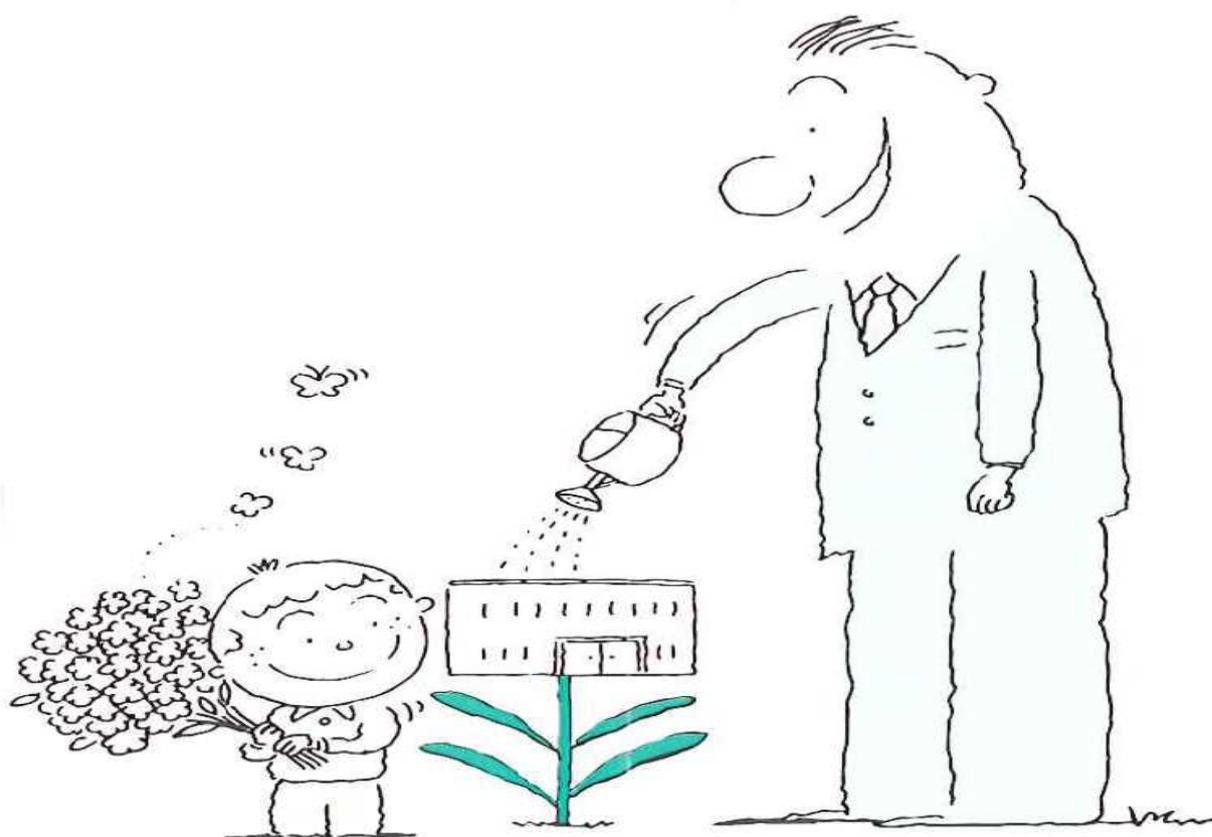


# 市民集会施設 解体費補助金

ご案内



札幌市では、町内会等が市民集会施設を解体するときで、その費用を負担することができない場合、解体費用を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

## 市民集会施設解体費補助金の概要

### ● 補助の対象となる団体

自己の所有する市民集会施設を解体する際に、その解体費用を負担することができない町内会、自治会（町内会等）

### ● 補助の要件

- 施設の廃止が地域活動の維持及び発展のために必要かつやむを得ないものであること。
- 施設の廃止後も他の場所で地域活動の継続性が見込まれるものであること。
- 施設の廃止について町内会等の構成員の同意を得ていること。
- 施設の底地を市が所有する場合は、施設廃止後に市が当該土地を売却することについて町内会等の構成員の同意を得ていること。
- 施設を市民集会施設建築費補助金の交付を受けている場合は、補助後、相当の期間を経過し、施設の廃止が必要と認められること。 など

### ● 補助の対象とならない場合

- 積立金などで町内会等が解体費用を負担できるなど補助の必要性が認められない場合
- 施設の用途を廃止せずに施設の一部を解体する場合 など

### ● 補助金の額

補助対象施設の延床面積（㎡）× 1万円（消費税相当額別途加算。1万円未満切捨て。）

※特殊工事を必要とする場合、補助金の額を別途加算できる場合があります。

※備品撤去、定着物移設、設計、解体までの維持管理費などは補助対象外となります。

### ● その他

本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。



札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市  
02-001-25-814  
R7-2-602